

みんなで考えよう、合併問題

市町合併シンポジウム

市町村合併と宇都宮地域の将来像

●日時 平成15年
11月22日(土)
午後1時30分～午後4時
(開場:午後1時～)

●会場 栃木会館小ホール
宇都宮市本町12-11

※駐車場はありませんので会場へは公共交通機関をご利用ください。

■主催:宇都宮地域合併協議会・宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・高根沢町

■後援:栃木県・宇都宮ケーブルテレビ(株)・NHK宇都宮放送局・(株)エフエム栃木・(株)下野新聞社
(株)とちぎテレビ・(株)栃木放送(順不同)

市町合併シンポジウム

●市町村合併と宇都宮地域の将来像

社会構造が日本全体で大きく変わりつつあるなか、行政を取り巻く環境の変化に適切に対応するために「市町村合併」が全国的に検討されています。

今、なぜ合併が必要なのか、その背景などを理解し、宇都宮地域の合併の必要性和将来のまちづくりについて考えるため、本シンポジウムを開催します。

合併は、将来の世代にも関係する重要な問題です。一人ひとりが合併について考えてみませんか。

午後1時30分～

●開会

主催者代表挨拶

宇都宮地域合併協議会 会長／^{ふくだ}福田 ^{とみかず}富一氏

午後1時40分～

●第1部:基調講演

「市町村合併と都市内分権」



講師／^{のぼる}昇 ^{ひでき}秀樹氏
(名城大学都市情報学部教授)

●名城大学都市情報学部教授

昭和27年生まれ。法学士。京都大学法学部卒業後、自治省入省。滋賀県、自治省財政局、三重県企画課長、同財政課長、自治省財務局府県税課課長補佐、同行政局給与課理事官、(財)日本都市センター主任研究員、自治大学部長教授等を経て、現職。

午後2時50分～

●第2部:パネルディスカッション

「宇都宮地域の合併とまちづくり」

●パネリスト



ふくだ とみかず

福田富一 氏 (宇都宮地域合併協議会会長／宇都宮市長)

昭和28年生まれ。日本大学理工学部卒業。
昭和47年栃木県庁に入庁。昭和58年宇都宮市議会議員、平成3年栃木県議会議員を経て平成11年に宇都宮市長就任。平成15年6月に発足した宇都宮地域合併協議会会長を務める。



すが たかし

菅 隆 氏 (日産自動車株式会社栃木工場総務部総務課長)

昭和36年生まれ。慶応義塾大学法学部卒業。
昭和59年日産自動車(株)入社。平成12年同パワートレイン総務部総務課長を経て、平成14年より現職。栃木県NPOサポートセンター運営委員会委員、上三川町行政改革懇談会委員等を務める。



さとう かずお

佐藤和男 氏 (マロニエ医療福祉専門学校社会福祉学科学科長／栃木県運営適正化委員会委員)

昭和22年生まれ。宇都宮大学農学部卒業。
農業に従事後、宇都宮ビジネス電子専門学校で教鞭をとった後、マロニエ医療福祉専門学校で現職。元上河内村東小学校PTA会長、西芦沼自治会長。精神保健福祉士、社会福祉士の資格を持つ。



さくらい のりこ

桜井則子 氏 (河内町農業委員／元河内町生活改善グループ協議会会長)

昭和28年生まれ。栃木県立宇都宮中央女子高等学校卒業。
河内町農業委員のほか、栃木県教育委員会非常勤講師(生活科)及び小学校評議員を務める。元河内町生活改善グループ協議会(現河内町農村生活研究グループ協議会)会長。



かとう せいいち

加藤晴一 氏 (高根沢町行政区長会会長／元高根沢町教育長)

昭和4年生まれ。栃木師範学校卒業。
昭和55年矢板市立泉小学校長、昭和59年高根沢町教育委員会教育長、昭和63年高根沢町立阿久津中学校長を歴任。
平成6年高根沢町第45行政区長を経て、平成11年より現職。

●コーディネーター

のぼる ひでき

昇 秀樹 氏



宇都宮地域合併協議会

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5 (宇都宮市役所内)

TEL 028-632-2105 FAX 028-632-5425 E-mail: info@u-gappei.jp

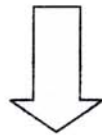
ホームページアドレス: <http://www.u-gappei.jp/>

市町村合併と都市内分権

昇 秀樹（名城大学都市情報学部教授）

（a）「効率」を考えれば合併した方がいい・・・・・・・・・・（経済的には合併推進）

（b）「草の根民主主義」の視点からは
あまりに市町村の規模が大きくなるのは・・・・・・・・・・（政治的には合併は？）



（a）、（b）の双方の要請を調和する方法（第3の道）はないものか？

「合併と都市内分権」を同時併行ですすめれば
（a）の要請も（b）の要請も満たすことが可能

c f.	ドイツ	ベルリン、ハンプルク	「地区会議」
	イタリア	ボローニャ	「地区住民評議会」
	スウェーデン	ストックホルム	「地区会議」
	アメリカ	ニューヨーク	「コミュニティボード」

日本・・・・・・「地域審議会」（市町村合併特例法）

↓ さらに・・・

「地区議会」（愛知県市町村合併検討委員会&要綱）

神戸市

まちづくり協議会

宝塚市 etc

中野区・目黒区 住区協議会

三鷹市 etc

3, 230市町村 → {

(a) 政府・与党	1, 000程度	平均人口12万人
(b) JC等	500～600程度	平均人口20万人
(c) 自由党	300程度	平均人口30～40万人（中核市）

「地方分権と市町村合併」

名城大学都市情報学部教授

昇 秀 樹

第1 地方分権と広域行政

1 地方分権の時代 変化する時代と地方分権

2 地方分権と広域行政

(1) 自治体の仕事との関連 (経験則)

(a) ユーザーマーケットの視点から

- ・福祉の観点から・・・3万～5万人以上 (スウェーデンの例)

厚生省「特養の100床施設に必要な後背人口は5万人」

1人当たり1か月の運営費(措置費) 青森県の例(1995年度)

30人 → 22.78万円

50人 → 19.25万円

100人 → 15.69万円

- ・都市計画の観点から・・・10万人以上

- ・ゴミ処理の観点から・・・①ペットボトルの処理 (費用)

1万人未満の費用 大

10万人未満の費用 ↓

200万人未満の費用 小

②ダイオキシン問題

最低でも10万人。できれば80万人の支持人口がないと対応できない。

- ・消防の観点から・・・常備化、高度化 10万人 職員100人以上

c f. 鳥取県 3消防(20～30万人住民単位)

- ・病院の観点から・・・500床の病院 20万人の支持人口

- ・文化の観点から・・・1,500席の文化ホール 支持人口20万人が必要

(一流のコンサート 1,500万円 1人1万円×1,500席)

(b) 供給者の観点から

専門職の職員を置くには、職員が1,000人位はいないと・・・

支持人口10万人

(2) 市民の活動エリアとの関連

- I) 明治の大合併 7万団体から1万団体へ
- II) 昭和の大合併 9千団体から3千強団体へ
昭和29、30、31

- III) 平成の大合併 3千強団体から $\left\{ \begin{array}{l} 1,000 \text{ 団体} \\ 500 \text{ 団体} \\ 300 \text{ 団体 (新進党)} \end{array} \right.$

昭和30年頃・・・徒歩 OR バス・自転車
平成9年・・・・・・電車・マイカー

} 通勤・通学圏、買物圏、医療圏等

(3) 市民自治との関連

- ・市民との距離の問題・・・都市内分権の問題（コミュニティボード、地区住民評議会等）
- ・小さければいいというものでもないことに注意
市町村議員71,000人 3割無投票
ほとんど町村・・・政治的リーダー供給の規模

第2 地方分権、行革と地方議会

1 地方分権で何が変わる？

- (1) 教育 通学区域、学級編成の自治事務化
- (2) 福祉 介護保険 3,230市町村、すべて介護保険料がちがう
- (3) 都市計画 機関委任事務から自治事務へ
機関委任事務：首長等の規則

↓

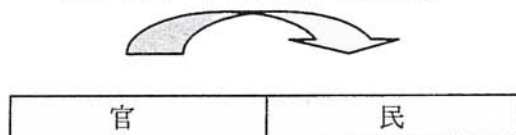
$\left\{ \begin{array}{l} \text{法定受託事務} \\ \text{自治事務} \end{array} \right.$ どちらも条例で根拠を定める。議会が check

2 行政改革の必要性

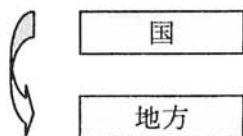
2000年度末 645兆円 (!) の国・自治体の借金
市町村にとっての1番の行革 → 合併

3 行革と分権の関連

(1) 行革・・・「官から民へ」民営化、規制緩和etc



(2) 分権・・・「国から地方へ」



4 重責をになう地方議会でも、行革、合併、分権の議論を

第3 行政改革と地方分権

1 行政改革

第1臨調（1960年代）→行政の縮減・・・A

c f. 1省庁1局削減、総定員法

第2臨調（1980年代）→官民の役割分担・・・B（A+）

c f. JR、NTT、JT

橋本行革（1990年代）→政治の復権・・・C（A+B+）

（官主導から民主導へ）

官	民
公	私

の役割分担

PLAN→DO

の機能分担

政府

{
 シルバービジネス
 NPO
 官の直営

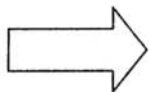


Public school

私立高校（イートン校、ラグビー校等）

イギリス・アメリカ・ニュージーランドの民営化、エージェンシー化

政策立案



政策実施

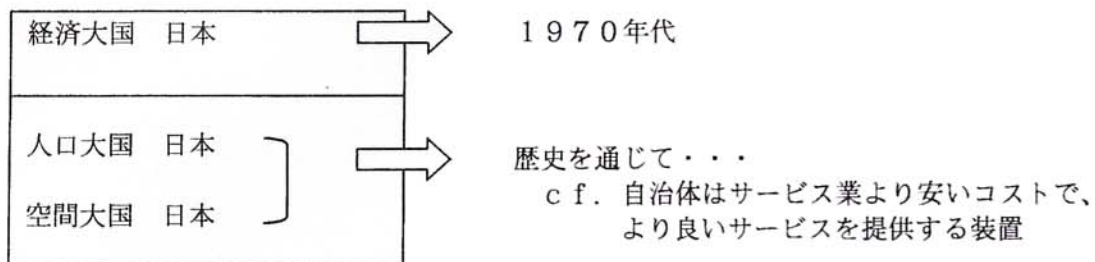
政府が担当

政府、企業、NPO等の公開競争入札

c f. governは「舵をコントロール」する意味のギリシャ語が語源。

「槽をこぐ」ことはgovernmentの仕事とは限らない。

2 地方分権



3 政策形成主体としての自治体 1, 2 双方の観点から

国・県から市町村へ
特養への入所措置（老人福祉法）
母子健診（地域保険法）
高齢者介護（介護保険法）

自治体（職員）の政策形成能力の充実・強化が急務

市町合併シンポジウム
「市町村合併と宇都宮地域の将来像」

宇都宮地域の合併に関するQ & A（参考資料）

これまで宇都宮地域合併協議会などに寄せられた質問について、Q & A形式でお答えします。合併を考えるにあたってのご参考としてください。

Q 合併すると、今は役場で可能であった申請や手続を市役所まで出向いてしなくてはならないのか。

Q 合併すると、役場が遠くなって不便になってしまう。

A 全国の合併後の状況を見ると、合併してもこれまでの役場を支所として活用するケースが多く、これまで可能であった申請や手続のほとんどをこれまでどおり支所で受け付けることができるように工夫をこらすことは可能と考えられます。

また、審査などの必要性から本庁で提供するサービスも発生してくると思われませんが、その場合でも受付だけは支所でできるようにするなど、サービスが低下しないように十分検討したいと考えています。

Q 合併すると町の行事や祭が廃れてしまうのではないか。

Q 合併すると町の歴史が消えてしまう。

Q 合併により大きくなると、一体感が薄れてしまうのではないか。

A 合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統等については、合併後もその地域の行事として実施していくことや、歴史や文化を示す名称を新市の町名や学校等の公共施設の名称に冠すること、また、合併を機会に地域の史料を保存できるようなくみや施設などを整備し、新市の貴重な財産として守っていくことなどが考えられます。

また、地域の文化や歴史は、その地域の住民の皆様が主体的に育み、伝えていくものと考えておりますので、合併により自治体が無くなったあとも、継承していくことができると考えております。

逆に、新市としての一体感を醸成することも重要ですので、新市全体を対象にしたイベントなどを実施することにより、皆様が新市の住民としての一体感を持てるよう努めてまいります。

Q 合併により周辺部となると、整備が遅れ、行政サービスが行き届かなくなるのでは。

Q 合併すると中心部の社会資本が周辺部に流れるのではないか。

A 合併時には、合併後のまちづくりの総合的な方針として「市町（村）建設計画」を策定することになっています。

本協議会においては、各自治体の代表により構成される「市町建設計画小委員会」を協議会の組織として設置し、新市として均衡がとれた、また地域の個性や魅力を生かした新市のまちづくり計画が策定できるよう、検討や協議を行っています。

Q なぜ宇都宮市が合併するのか。合併しなくてもやっていたのではないのか。

Q 宇都宮市は、他の自治体と合併して財政運営上問題ないのか。

A 現在、全国で市町村合併が検討されていますが、理由はさまざまです。財政上の問題から合併を検討している市町村もあると聞いていますが、宇都宮地域では、広域行政や都市計画などで関係の深い近隣の自治体同士で合併し、より広い総合的な視点で、生活圏に即したまちづくりを行い、本格的な地方分権時代に対応できる能力を備えた自治体を目指すために、合併を検討しています。

また、合併にあたっては新しい自治体が健全に運営されるように財政計画を策定することとなっています。

Q 宇都宮市は芳賀町や壬生町とは合併しないのか。

Q 1市4町のほかに鹿沼市や真岡市とも合併したほうがよいのでは。

Q 合併は広域行政圏で行ったほうが効率的ではないか。

A 市町村合併の対象を決定することは、自治体の将来を左右する重要な問題であり、当該自治体が責任を持って自分達で決定する問題です。

宇都宮地域では、都市計画や広域行政、また農業などで関係の深い1市8町（宇都宮市・上三川町・南河内町・上河内町・河内町・芳賀町・壬生町・石橋町・高根沢町）で合併に関する基本的な調査や研究を行ってきました。

しかし、各自治体がそれぞれ合併を検討した結果、現在は1市4町（宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・高根沢町）での「合併の枠組み」となっています。

また1市8町以外の自治体との合併については、今後、例えば政令指定都市を目指すなど、将来的なまちづくりを考えるなかで検討される可能性は十分にあります。

Q 合併特例法とはどのような法律なのか。

A 市町村合併を円滑に進めるための合併時の特例や手続などを定めた法律です。

合併後の新たな自治体の建設計画の策定や合併時の旧自治体単位での地域審議会の設置、また合併特例債の創設などが定められています。（正式には「市町村の合併の特例に関する法律」と言い、平成17年3月をもって失効する時限立法です。）

Q 合併の方式とは。

A 合併をする際の形式のことです。合併の方式は2つあり、一つは全ての自治体を廃して新たな自治体を設置する「新設合併」と、ある自治体に別の自治体を編入する「編入合併」があります。

本協議会では、宇都宮市に他の自治体を編入する「編入合併」を選択しています。

Q 合併特例債とは何か。

Q 合併特例債をもらうために合併を目指しているのではないか。

A 合併特例債とは、地方債（自治体の借金）の一種で、合併に対する国の財政支援策として、現在の合併特例法の期限である平成17年3月末までに合併した場合に国から発行が認められ、発行額の7割が地方交付税で国から交付される特例的なものです。

宇都宮地域でも、この合併特例債の活用を検討していますが、厳しい社会経済状況のなか、国などの財政支援策を有効に活用することは、行政経営上有効な手法の一つであると考えています。

ただし、国の支援策とはいえ、やはり自治体の借金には違いありませんので、合併後の新市の財政計画を策定し、最小の負担で最大の効果を生み出せるような活用方法を検討していきます。

Q 合併したら税金はどうなるのか。また、行政サービスはどうなるのか。

A 合併時には、それぞれの自治体の行政サービスなどを調整します。

合併により一つの自治体となりますので、行政サービスの内容は統一することが基本となりますが、サービス内容や制度の格差が大きい場合は住民生活に影響を与える場合には、経過措置を設けることも可能です。

また、税金については、法で負担額や割合が定められているものについては税額が増えるものもありますが、合併特例法により、不均一課税の特例が設けられています。

いずれにしても、税金や行政サービスの取扱いについては今後設置が予定されている法定合併協議会において、協議、決定されることになります。

※ その他、合併に関する疑問や質問がある方は、宇都宮地域合併協議会事務局に質問等をお寄せください。

なお、協議会ホームページでは合併協議の最新の状況を随時公開しております。

1市4町の基礎データ



自治体名	人口（人）	面積（K m ² ）	予算（百万円）	特 色
宇都宮市	443,808	312.16	154,940	餃子、カクテル、ジャズが有名
上三川町	29,421	54.52	9,245	自動車のまち（日産栃木工場）
上河内町	9,442	56.96	3,413	羽黒山と梵天祭り、柚子が名産
河内町	34,310	47.72	8,512	白沢宿(奥州街道第一宿)、サギソウ
高根沢町	29,777	70.90	8,199	御料牧場、元気あっぷむら
合 計	546,758	542.26	184,309	

※人口:平成12年国勢調査
 予算:平成15年度当初